

川崎市週休２日制確保モデル工事試行実施要領（水道土木工事編）

（目的）

第１条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）の趣旨に基づく建設業における担い手の確保を図るための取組として、上下水道局発注の水道土木工事現場における週休２日制を確保するモデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において「週休２日制」とは、実施期間における現場閉所率が２８．５％以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２ この要領において「実施期間」とは、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、工事現場で作業を開始した日（以下「現場着手日」という。）から現場事務所の撤去、後片付け清掃等、工事現場で作業が全て完了した日（以下「現場完成日」という。）までのうち、次に掲げる期間を除いた期間をいう。

なお、次の(1)、(2)の期間は別紙のとおりとする。

- (1) 夏季休暇
- (2) 年末年始
- (3) 工場製作のみを実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 受注者の責に因らず現場作業を余儀なくされる等の理由により監督員が対象外と認める期間
- (6) 上記(1)～(5)を除いた日数で、工事着手日から数えて１週間単位の倍数より溢れた７日に満たない日数

３ この要領において「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めた一切の作業を行わず、１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状況をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合は例外として現場閉所日数に含めることとする。また、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めることとする。

なお、同条前項(1)～(5)については、実施期間と同様に、現場閉所日数からも除外する。

４ この要領において「現場閉所率」とは、実施期間における現場閉所日数の割合のことをいい、別紙に定めるところにより、現場閉所の実績を判断するものとする。

(モデル工事の発注方式)

第3条 モデル工事は次のいずれかによるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が週休2日制に取り組むことを指定する方式をいう。
- (2) 受注者希望型 受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日制に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。

(発注者指定型の対象)

第4条 水道工事標準積算基準により上下水道局が発注する全ての水道土木工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 緊急・管内一円工事
- (2) 社会的要因等により早期に工期完成が望まれる工事
(供用時期が公表され施工条件に制約がある工事や災害復旧工事等)
- (3) 施工時間や施工方法に制約がある工事
(鉄道と近接するため作業に時間的制約がある等)
- (4) その他発注者が週休2日制に馴染まないと判断した工事

(受注者希望型の対象)

第5条 水道工事標準積算基準により上下水道局が発注する全ての水道土木工事のうち、発注者指定型を除く工事を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場作業が1週間未満の工事
- (2) 緊急・管内一円工事

(発注者指定型の実施)

第6条 受注者は施工計画書と併せて休日取得計画・実績書(様式1)(以下「(様式1)」という。)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制を確保しなければならない。

- 2 受注者は、監督員と協議を行い、やむを得ない事由などにより実施困難な状況であると認められる場合は、週休2日制確保モデル工事实施(取下)届(様式2)(以下「(様式2)」という。)を監督員に提出し、週休2日制の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(受注者希望型の実施)

第7条 受注者は契約後、週休2日制の適用について、監督員と協議することができる。協議に際しては、施工計画書と併せて(様式1)及び(様式2)を監督員に提出するものとし、実施期間内は工事現場における週休2日制の実施に努めなければならない。ま

- た、施工計画書提出後に受注者希望型適用の協議や申し出ることはできないものとする。
- 2 受注者は週休2日制の適用を受けた場合であっても、(様式2)を監督員に提出することにより、週休2日制の実施を取りやめることができる。ただし、(様式2)は工事完成期限の1か月前までに提出することとする。

(モデル工事の取組内容)

第8条 受注者は、週休2日制を事由として工期を変更することができない。

- 2 受注者は、毎月の現場閉所の実績を(様式1)にて監督員に提出するものとする。また、現場閉所の計画に変更が生じた場合は、(様式1)を監督員に提出しなければならない。ただし、天候等の軽微な計画の変更については、監督員と協議し、(様式1)の提出を不要とすることができる。

なお、実績及び計画変更の提出期限については別紙のとおりとする。

- 3 受注者は、緊急対応のために作業を行う必要が生じた場合など、監督員が相当と認めるときは、休日取得予定日でも作業を行うことができるが、現場閉所日数には含めない。
- 4 受注者は、工事現場における公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示するものとして次に掲げる事項を記載したA3サイズ以上の大きさの看板を設置するものとする。

(1) 表題 週休2日制確保モデル工事

(2) 概要 建設業の労働環境を改善するため、週休2日制の確保に取り組むモデル工事であること。

(3) 発注者及び受注者の名称

記載内容の例

週休2日制確保モデル工事 この工事は、建設業の労働環境を改善するため、 週休2日の確保に取り組むモデル工事です。 発注者：〇〇事務所 連絡先 044-XXX-XXXX 受注者：◇◇建設(株) 連絡先 090-///-////
--

(モデル工事の週休2日制実施確認)

第9条 受注者は、前条第2項に規定する(様式1)の提出及び作業日報の提示により監督員の確認を受けるものとする。

(モデル工事の工事成績評定への反映)

第10条 監督員は、前条において4週8休以上の実績を確認した場合は、工事成績評定において1点を加点するものとする。

2 監督員は、前条において4週8休以上の実績に達しなかった場合、又は第6条第2項、第7条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合であっても、減点を行ってはならない。ただし、疑義が生じた場合はその限りではない。

(発注者指定型の契約金額への反映)

第11条 発注者指定型は、当初設計額の経費に、別に定めるところにより、補正係数を乗じて補正を行うものとする。

2 監督員は、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休の現場閉所率に達しなかった場合、又は第6条第2項の規定により週休2日制の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。

(受注者希望型の契約金額への反映)

第12条 監督員は、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、達成した現場閉所率に合わせ、別に定めるところにより、経費に補正係数を乗じて補正を行い、契約変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、設計年月が令和6年7月の水道土木工事から適用する。